平成２４年（フ）第１９９０号
神奈川県横浜市鶴見区諏訪坂13―25―302
債務者　木山由佳里
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９４号
東京都西東京市西原町４丁目10番４―108号
債務者　名古屋亜希子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５０号
千葉県君津市北子安４丁目30番25号
破産者　菊池　　恩
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第６０号
滋賀県長浜市宮司町858番地１　リバティハイツ103号室
破産者　大澤美智代
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
鹿児島県鹿児島市甲突町26番５号天保山ハイツ502
破産者　湯之脇喜代子
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
鹿児島県鹿児島市甲突町26番５号
破産者　湯之脇孝志
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３０５３号
札幌市東区北25条東19丁目７番15―603号
破産者　高島　　聡
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９７号
仙台市青葉区土樋１丁目６番31号
破産者　高島　浩一
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１００８号
宮城県塩竈市本町６番18号
破産者　高橋　和吉
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
埼玉県狭山市入間川３丁目14番25号
破産者　吉田　信二
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７９５号
埼玉県入間市東町４丁目４番14号
破産者　白川　　敏
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８１７号
埼玉県入間市大字上藤沢530番地５
破産者　松﨑　峰子
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３３４号
神奈川県横須賀市二葉２丁目16番８号
破産者　松原　清登
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１７６１号
名古屋市天白区一つ山１丁目65番地　一つ山荘東Ｔ－Ｂ棟301号
破産者　中村　文俊
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９７３号
名古屋市北区楠５丁目409番地
破産者　机　　豊博
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２７４号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字西尼ケ塚144番地の４　第６ラインビル201号
破産者　髙橋　和弘
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２１号
大津市稲葉台６番11号、前住所京都市伏見区向島本丸町70番地の15
破産者　中林　祐介
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５８４号
京都市西京区大枝南福西町１丁目１番地　南福西市営住宅43棟303、前住所地京都市西京区上桂御正町５番地の15
破産者　守友　洋右
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７８９４号
大阪府八尾市大字大窪1260番地１
破産者　松川　明司
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部